

第5章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、事態が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における、災対法及び原災法に基づき実施する予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、本県においては、冬期には雪害との複合災害に十分注意する必要があるとあり、モニタリング機能の確保、住民等への情報伝達、防災要員の確保、避難時のリスクの回避などの面において、ハード、ソフト面を含めてあらかじめ対策を講じておくことが重要である。

第2節 災害事前対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備（再掲）

1 県と関係機関相互の連絡体制（県知事政策局、市町村、北陸電力、各防災関係機関）

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、志賀原発立地県である石川県、氷見市、その他の市町村、北陸電力及びその他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

2 通信手段の確保（北陸総合通信局、県知事政策局、経営管理部、市町村、電気通信事業者）

（1）災害に強い伝送路の構築

県及び氷見市は、国と連携し、地震、風水害、雪害などの災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

（2）災害時優先電話等の活用

県、氷見市及びその他の市町村は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、運用方法等について習熟しておく。

（3）非常用電源等の確保

県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第2 原子力災害応急体制の整備（県知事政策局、経営管理部、県警察本部、市町村）

1 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は、複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、志賀原発立地県である石川県、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と相互の連携を図るものとする。

2 複合災害に備えた体制の整備

県は、国と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

3 複合災害に備えた要員のバックアップ体制

複合災害時においては、対応すべき業務の拡大に伴い要員の確保が課題となると想定されることから、業務が集中することが予想される部署において防災関連業務経験者制度を導入する。また、次の職員を応援要請に応えられるよう体制を整備しておくことにより、バックアップ体制の構築を図る。

- (1) 災害対策本部の各部に含まれていない各種委員会事務局（教育委員会を除く。）及び議会事務局の職員
- (2) 業務継続計画（BCP）において、災害対策業務や災害時優先業務に必要な人数を上回る所属の職員

第3 避難収容活動体制の整備（県知事政策局、市町村）

複合災害時においては、地震・津波等の大規模災害による道路等の崩壊や浸水のほか、冬季における降積雪による交通障害や雪崩等により、一部の避難所が使用できない可能性が想定される。

そのため、県は、氷見市及びその他の市町村による避難計画の策定に当たっては、大規模自然災害や雪害に備え、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておくなど十分配慮するよう助言する。

また、避難所においては、電力、ガス、通信等のライフラインが途絶した場合に備え、非常用電源、LPガス、衛星携帯電話等の設備を備えるよう努めるものとする。

第4 緊急輸送体制の整備（自衛隊、県知事政策局、土木部、農林水産部、県警察本部、市町村、伏木海上保安部、各道路管理者、各鉄道事業者、各防災関係機関）

県及び県警察は、道路管理者と協力し、専門家や災害応急対策に必要な資機材等について、複合災害により道路の遮断等が発生した場合も確実に移送・搬送できるよう、あらかじめ経路及び手段について、体制の整備に努める。また、海上輸送やヘリ輸送等も含めた避難が行えるよう、防災関係機関と連携し、必要な体制の整備に努める。

第5 物資の調達、供給活動（再掲）

1 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備（県知事政策局、厚生部、出納局、市町村、日本赤十字社富山県支部）

県、氷見市及びその他の市町村は、国及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合や、冬期間には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十

分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

2 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備 (北陸農政局富山地域センター、県知事政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部)

国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

県は、災害の規模等に鑑み、氷見市及びその他の市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (再掲)

1 施設等の整備 (県知事政策局、市町村)

県、氷見市及びその他の市町村は、地震や津波、雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

2 多様なメディアの活用体制の整備 (県知事政策局、市町村、各報道機関、電気通信事業者)

県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応できるよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。

第7 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定 (再掲) (県知事政策局、経営管理部、市町村)

県及び氷見市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第8 防災訓練の実施 (再掲) (石川県、県知事政策局、各部局、市町村、各報道機関、北陸電力)

北陸地方においては、冬季荒天時において、積雪等による避難、防災要員等のリスクを伴うことから、冬季における訓練実施も検討する。

第3節 災害応急対策

第1 情報の収集・連絡 (県知事政策局、経営管理部、市町村)

県は、複合災害時においては、国、氷見市、その他の市町村、防災関係機関と連携して、専用回線、衛星回線、防災行政無線、ヘリコプターテレビ電送システム、高所監視カメラ画像伝送システム等可能な限り多様な方法を活用して、ライフラインや道路、避難施設等の被災状況等の必要な情報を収集し、早急かつ的確に把握する。

第2 活動体制の確立

1 県の活動体制 (県知事政策局、関係部局、県警察本部)

(1) 災害対策本部等の設置基準及び動員体制

ア 設置基準

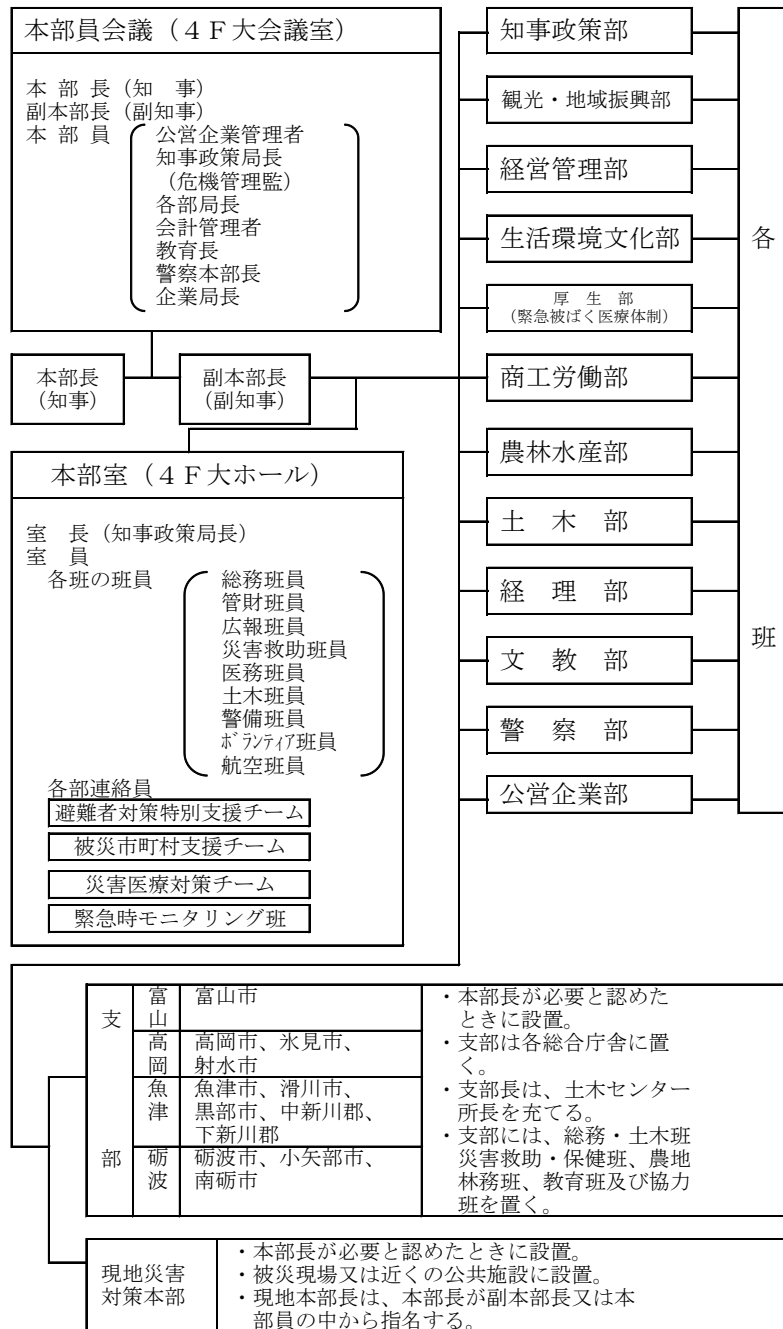
第3章第1 1(1)及び、併せて発生する災害の種類に応じ、富山県地域防災計画風水害編、地震・津波災害編、雪害編等各編の設置基準による。

イ 動員体制

前項の基準から、いずれかの基準を満たした場合に、対象となる職員は登庁する。

(2) 災害対策本部の組織及び所掌事務

ア 災害対策本部組織図



※各部から情報収集要員2名、情報処理・連絡要員2名計4名を本部室に配置する。

イ 所掌事務

第3章第1 2(3)ア(イ)及び、併せて発生する災害の種類に応じ、富山県地域防災計画風水害編、地震・津波災害編、雪害編等各編の所掌事務による。

(3) 災害対策本部等の解除基準

第3章第1 3及び、併せて発生する災害の種類に応じ、富山県地域防災計画風水害編、地震・津波災害編、雪害編等各編の解除基準のいずれも満たした場合による。

(4) 他の災害対策本部との連携（再掲）

県は、各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行う。

2 被災市町村への支援（県知事政策局、県経営管理部、市町村）

複合災害により、氷見市及びその他の市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで県が必要と認める場合は、県は、氷見市及びその他の市町村からの要請を待たず、職員の派遣など自ら応援を行い、又は国、他都道府県、関係市町村、関係機関等に応援を要請し、又は指示するものとする。

第3 緊急時モニタリング

1 モニタリングポスト等の稼働状況の確認（県知事政策局、生活環境文化部、各部局、市町村）

地震・津波等の大規模自然災害や雪害発生時には、県又は市町村は、モニタリングポスト等の倒壊や電源供給の途絶又は通信施設の倒壊等がないか稼働状況を確認し、国の原子力災害対策本部等に報告する。

2 代替手段による緊急時モニタリングの実施（原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局、生活環境文化部、各部局、市町村）

県は、地震・津波等の大規模自然災害や雪害の発生によりモニタリングポスト等が機能しない場合は、国の原子力災害対策本部と連携し、状況に応じて可搬型モニタリングポストやサーベイメータ等を活用し、緊急時モニタリングを実施する。

また、大規模自然災害や雪害の発生により、道路等の途絶があった場合には、国による航空機モニタリングの実施を要請する。

また、道路の破損状況やモニタリング要員の参集状況を勘案し、緊急時モニタリング計画を策定し、国の総合調整の下、緊急時モニタリングを実施する。

3 応援要請（県知事政策局、生活環境文化部）

県は、モニタリングの資機材や要員に不足が生じる場合又は生じる恐れがある場合には、国の原子力災害対策本部、他の都道府県、北陸電力及び関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

第4 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等（原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局、市町村）

国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会が把握した緊急時モニタリング結果等を踏まえて、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して屋内退避、避難又は一時移転の判断を行い、県は、国からの避難指示を受けて、氷見市及びその他の市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡することとなるが、複合災害の発生等により、国との連絡が取りにくい場合などには、県及び市町村が独自に避難の必要性の判断を行ったうえで、市町村が災対法の規定に基づいて、避難指示を出す。

2 避難経路・避難場所の確保及び情報提供 (道路管理者、県知事政策局、市町村)

県、氷見市及びその他の市町村は、上記第1で情報収集した大規模自然災害や降積雪等による道路や避難場所等の被災状況を確認できる場合は、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。

また、県は、広域避難に当たっては、市町村や関係機関等から収集した避難経路及び避難場所等の情報を勘案し、代替となる避難経路及び避難場所について、市町村に示す。

なお、氷見市及び関係市町村は、大規模自然災害や雪害による家屋の倒壊等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分留意する。

3 避難場所の運営 (県知事政策局、市町村)

県は、避難場所の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を越えた対応を行う。

また、受入れ市町村は、避難場所における混乱を避け、指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難場所と原子力災害の避難場所は、可能な限り別々に設置する。

第5 緊急輸送活動 (自衛隊、県知事政策局、土木部、農林水産部、県警察本部、市町村、伏木海上保安部、各道路管理者、各鉄道事業者、各防災関係機関)

県、氷見市及びその他の市町村は、上記第1で情報収集した大規模自然災害や雪害等による道路等の被災状況を確認できる場合は、道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

また、県は、災害の規模や放射性物質の拡散状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた輸送手段の調整を行う。

第6 緊急時医療活動

1 応援要請 (県知事政策局、厚生部)

県は、大規模自然災害、雪害等への対応による医師、要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、国の原子力災害対策本部、他の都道府県、他市町村及び関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

2 スクリーニング等の実施 (県知事政策局、厚生部、市町村、関係医療機関)

県は、複合災害時における避難所でのスクリーニング等の実施に当たっては、十分に配慮するものとする。

※緊急被ばく医療設備、資機材等の詳細、複合災害における大規模な放射線による被害が発生した場合の関係医療機関の連携、緊急被ばく医療部門と災害医療部門との協力関係については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第4節 災害中長期対策

併せて発生する災害の種類に応じ、富山県地域防災計画の風水害編、地震・津波災害編、雪害編等各編の災害復旧対策の定めるところによる。